

## 障がい者を対象とした大分県職員採用選考試験の合格者決定基準

平成31年4月24日改正

### 1 合格者の決定方法

(1) 第1次選考試験合格者は、教養試験の得点の高得点順に決定します。

(複数の職種を志望した受験者は、第1次選考試験では複数の職種において合格する場合があります。)

合格者数は、次の表のとおりです。ただし、合格ラインに同点者がいる場合は、同点者までを合格者とします。

最終合格予定者数	1名の場合	2名の場合	3名以上の場合
第1次選考試験合格者数	5名	7名	最終合格予定者数の3倍

(2) 最終合格者は、第1次選考試験及び第2次選考試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。

ただし、複数の職種で最終合格ラインに達した場合は、志望順位の高い職種を最終合格とします。

最終合格ラインに同点者がいる場合は、第2次試験の得点により決定します。

さらになお同点者がいる場合は、面接試験の得点により決定します。

### 2 試験の配点及び合格基準

(1) 各試験種目の配点は次のとおりです。各試験種目には、それぞれ次のとおり合格基準があり、その合格基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。

区分	試験種目	配点	得点の算出方法	合格基準
第1次選考試験	教養試験	160点 (40.0%)	粗点を、配点割合により換算します。	配点の4割に満たない者は不合格
第2次選考試験	作文試験	60点 (15.0%)	試験委員の評点の合計点を、配点割合により換算します。	合格基準なし
	面接試験	180点 (45.0%)	試験委員の評点の合計点を、配点割合により換算します。	配点の5割に満たない者は不合格
合 計		400点 (100.0%)		

(2) 上記(1)の合格基準のほか、次のいずれかに該当する場合は、不合格とします。

ア 第1次選考試験に合格した受験者が第2次選考試験を棄権した場合

イ 第1次選考試験に合格した受験者が第2次選考試験受験後に試験の合格を辞退した場合

ウ 受験資格等の調査の結果、不適当と認められた場合